

若者チャレンジ奨励金(若年者人材育成・定着支援奨励金)について

★ここがポイント！

35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(Off-JT)を組み合わせた訓練(若者チャレンジ訓練)を実施する事業主の方に奨励金が支給されます。

概要

<訓練内容>

自社内での実習(OJT)と座学(Off-JT)を組み合わせた訓練であって、全体の訓練時間にOJTの占める割合が1割以上9割以下であること(訓練カリキュラムを作成が必要)

<訓練期間および訓練時間>

3ヶ月以上2年以下であり、1ヶ月あたりに換算した訓練時間が130時間以上であること

<訓練期間中の労働条件>

訓練受講者の訓練期間中の主要な労働条件(就業時間、休日および賃金形態)が訓練受講者を正社員として雇用する場合と同じであること

<ジョブカード>

ジョブカード様式4(評価シート)を作成し、それによって訓練受講者の職業能力の評価を行うこと

<対象者>

35歳未満であって、以下のいずれにも該当する者

- ①過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員としておおむね3年以上継続して雇用されたことがない者などであって、登録キャリア・コンサルタントにより、若者チャレンジ訓練への参加が適用と判断されジョブカードの交付を受けた者
- ②訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者など

※新規学卒予定者および新規学卒者は、原則として卒業日が属する年度の3月31日まで、対象者として応募することができません。

【支給額】

訓練奨励金

⇒訓練実施期間に訓練受講者1人1月あたり15万円

正社員雇用奨励金

⇒訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人あたり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円(計100万円)

【ご注意】

この奨励金は平成25年度末までの時限措置です。

また、支給額が予算額に達する見込みとなった時点で、申請の受付が中止となる予定ですので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

労働局またはハローワークへお問い合わせください。

中村優子

法務事務所

社労士通信

2013年5月号

2013年5月発行

このニュースは、弊社とご縁のある事業主様にお送りさせていただいております。

《禁無断転載》

中村優子法務事務所

福岡市南区向新町2丁目4-10-301号

TEL 092-211-0207

FAX 092-211-0207

◆◆◆ 今回のニュースは：◆◆◆

公的支援情報のページ

「若者チャレンジ奨励金(若年者人材育成・定着支援奨励金)について」

「ゴールデンウィークも終わりました。連休を楽しむことはできましたでしょうか？私はずっと、連休初日は一日爆睡、二日目はどんたく見物を楽しみました♪ 休んだ分をしっかりとお仕事で取り戻していかないとけませんね…(汗) 頑張るぞ！」

社会保険労務士・行政書士 中村 優子

